

物品買入契約書（給油カード利用による石油製品の単価契約）

契約番号 第 号

物品名 並びに 単価契約金額		単価契約 金額			円			
		うち取引にかかる 消費税及び 地方消費税の額						
		第5条第1項第2号 に定めるかい離額			円			
購入予定数量								
納入期間								
納入方法								
納入場所								
契約保証金	○契約保証金 円 ○履行保証保険 ○免除							
その他								

上記の物品について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、上記事項及び裏面記載の各条項によって公正な買入契約（単価契約）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発 注 者

大阪市契約担当者 大阪市契約管財局長

受注者

住所又は事務所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者氏名

(総 則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。

以下同じ。）に基づき、仕様書等（別冊の図面、仕様書及び明細書並びにこれらの仕様に係る質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする物品の買入契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の物品を契約書記載の契約期間、仕様書等に従い発注者に納入し、引き渡すものとし、発注者は、その契約代金を支払うものとする。

3 納入を完了するための一切の手段については、この契約書及び仕様書等に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

9 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11 この契約に係る一切の訴訟については、大阪簡易裁判所または大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、関係法令の規定を守らなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第2号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない

い。

(1) 契約保証金の納付

(2) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 受注者は、前項ただし書きの規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

3 第1項の保証に係る契約保証金の額又は保険金額は、一般競争入札においては契約金額の10分の1以上、指名競争入札、随意契約においては100分の5以上としなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第2号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 第1項の規定にかかわらず、発注者がその必要がないと認めたときは、受注者は、同項各号に掲げる保証を付することを要しない。

6 第1項の規定により、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもってこの契約に基づき、受注者が負担する賠償金、損害金又は違約金等に充当することができる。この場合において、なお不足があるときは、当該不足の額についてさらに請求する。

(非常時等の供給)

第4条 受注者は、地震その他の非常時又は緊急時においては、発注者に対して、当該物品の迅速かつ安定的な供給の確保を行うものとする。

(単価契約金額)

第5条 本条において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 調査価格 経済産業省資源エネルギー庁が毎週公表する給油所小売価格調査の各月第3週目の全国価格（1リットルあたり）をいう。

(2) かい離額 調査価格と単価契約金額のかい離を表す金額として、第3項に定める変更後の単価契約金額を算出するために契約時に設定する額をいう。

(3) 軽油引取税相当額 納入月における1リットルあたりの軽油引取税額をいう。

2 単価の設定は、物価の変動等を考慮し、調査価格に変

動があった場合は、契約時に設定した単価をもとに価格を変更する。変更にあたっては、納入月の前月末までに、変更年月日及び変更後の単価契約金額を記載した変更契約書によって単価の変更契約を締結する。

3 前項に基づき契約を変更する場合、変更後の単価契約金額は、次の各号に掲げる計算方法によって算出する。

(1) 揮発油の場合

$(\text{納入月の前月の調査価格} \times 100/110 \text{ (小数点以下第2位切捨)} - \text{かい離額}) \times 110/100$

(2) 軽油の場合

$[(\text{納入月の前月の調査価格} - \text{軽油引取税相当額}) \times 100/110 \text{ (小数点以下第2位切捨)} - \text{かい離額}] \times 110/100 + \text{軽油引取税相当額}$

(契約金額)

第6条 この契約において、契約金額とは、当初単価契約金額に購入予定数量を乗じた額のことをいう。

(権利義務の譲渡)

第7条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約の変更および中止等)

第8条 発注者が、必要と認めるときは、発注者は、この契約の履行の一時中止をすることができる。

2 発注者が、必要と認めるときは、この契約に特段の定めがある場合を除き、発注者と受注者とが協議のうえ、この契約の内容を変更することができる。

3 前項の協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第2項の協議開始の日は、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。

(一般的損害等)

第9条 物品の引渡し前に生じた一切の損害は、受注者の負担とする。

2 受注者は、債務の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責めを負う。

(検査)

第10条 受注者は、物品を納入場所に納入したときは、発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)に通知し、その内容及び数量

について、立会いの上、検査を受けなければならない。ただし、受注者の立会いについて、検査職員がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 発注者は、納入物品の抜き取り検査を行うことができる。この場合において、発注者は、必要と認めるときは受注者の立会いを求めることができる。

3 受注者は、正当な理由がなく検査に立ち会わないときは、第1項ただし書の場合を除き、同項本文の検査の結果について異議を申し立てることができない。

(検査における不合格等)

第11条 検査の結果、不合格と判定されたときは、受注者は、受注者の費用をもって遅滞なく、代品との取替え又は不足分の引渡しを行い、改めて検査を受けなければならない。この場合の検査については、前条の規定を準用する。

(減価採用)

第12条 前条の規定にかかわらず、検査の結果、当該物品に僅少の不備がある場合で、発注者がその使用上重大な支障がないと認め、かつ、期限その他の条件から代品との取替え又は不足分の引渡しが困難と認めたときは、相当の価格を減価のうえ、これを採用することができる。減価の額は発注者が定める。

(物品の引渡し)

第13条 第10条の検査に、当該物品が合格したとき及び前条の減価採用を認めたときは、発注者は、当該物品の引渡しを受け、受注者から納品書を受領する。

(契約代金の支払い)

第14条 受注者は、前条の規定による引渡し完了後、各月の納入数量を集計し、所定の手続きに従って、単価契約金額に当該月の納入実績数量を乗じて得た額(第12条の規定に基づき減価したときはその減価後の金額)の契約代金の支払いを請求するものとする。

2 発注者は、前項の契約代金の支払請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に契約代金を支払わなければならない。

(納入費用等の負担)

第15条 受注者は、この契約に基づく物品の納入その他契約の履行に必要なすべての費用について負担する。

(契約不適合責任)

第16条 第12条による場合を除き、引渡された物品が種

類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、発注者は、受注者に対し、代品の取替え又は不足分の引渡しによる追完を請求することができる。

2 前項の場合において、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、受注者は、発注者が請求した方法と異なる方法による追完をすることができる。

3 第1項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて追完の催促をし、その期間内に追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 追完が不能であるとき

(2) 受注者が追完を拒絶する意思を明確に表示したとき

(3) 契約の性質や発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、発注者が催告をしても、契約の目的を達するのに足りる追完がなされる見込みがないことが明らかであるとき。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、当該不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は追完または代金の減額を請求することができない。

(履行遅延の場合における損害金)

第17条 受注者の責めに帰すべき事由により、この契約の履行を遅延した場合において、発注者は、延滞違約金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の延滞違約金の額は、単価契約金額に履行遅延となった数量を乗じた額(第12条の規定に基づき減価したときはその減価後の金額)につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由による契約代金の支払いが遅延したときは、受注者は、発注者に対して、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防

止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(不当な取引制限等に係る損害賠償金)

第18条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し、損害賠償金として、この契約の契約金額の100分の20に相当する額を、発注者の指定する期間内に納付しなければならない。この契約が履行された場合において、次の各号のいずれかに該当するときも、同様とする。

(1) 受注者が、この契約について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号の規定に違反するとして、排除措置命令等(独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(同法第7条の9第2項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を除く。以下「納付命令」という。))を受け、これらが確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項に基づき取り消されたときを含む。以下同じ。))。

(2) この契約について、確定した排除措置命令等(受注者以外の者に対するものに限る。)において、受注者に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。

(3) 確定した排除措置命令等において、受注者に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合(この契約が示された場合を除く。)に、この契約が、当該期間における入札又は見積書の徴取によるものであり、かつ、当該取引分野に該当するとき。

(4) 受注者又は受注者の役員若しくは使用人が、この契約について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定に該当することにより有罪判決を受け、当該判決が確定したとき。

2 前項の場合において、受注者がこの契約について行った独占禁止法第3条若しくは第8条第1号の規定に違反する行為又は受注者若しくは受注者の役員若しくは

使用人がこの契約について行った刑法第 96 条の 6 に規定する行為により発注者が受けた損害額から前項の規定に基づき納付される額を控除して残余の額があるときは、発注者は、当該残余の額についてさらに損害賠償を請求する。

- 3 第 1 項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の契約金額に対する割合に相当する部分について、当該代金の支払の日から、発注者の指定する支払期日まで、当該代金の支払の日における民事法定利率(民法第 404 条第 3 項の規定に基づき法務省令で定める率を言う。以下同じ。)の割合による利息を付さなければならない。

(発注者の解除権)

第 19 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、当該不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) 正当な理由なく第 16 条第 1 項の追完がなされないとき。
- (3) この契約の履行にあたり発注者の指示に従わないとき又は発注者の職務の執行を妨げたとき。
- (4) 前各号のほかこの契約に違反したとき。

2 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

- (1) 第 7 条の規定に違反し、発注者の承諾を得ずに本契約から生じる債権を譲渡したとき。
- (2) 受注者がこの契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受注者の債務の全部が履行不能であるとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約の目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質や発注者の意思表示により、特定の日時

又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

- (6) 前各号に掲げる場合のほか、発注者が前項の催告をしても、受注者がその債務を履行しない又は契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 第 22 条第 1 項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 大阪市暴力団排除条例(平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「暴力団排除条例」という。)第 2 条第 1 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第 2 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団密接関係者」という。)に、本契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。
- (9) この契約の締結又は履行について受注者に不正な行為があったとき。
- (10) 受注者が発注者に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。

3 前各項各号に掲げる事項が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、契約の解除をすることができない。

(誓約書の提出)

第 20 条 受注者及び大阪市暴力団排除条例第 7 条に規定する下請負人等(以下「下請負人等」という。)は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

(暴力団排除に伴う契約の解除)

第 20 条の 2 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく直ちに契約を解除する。

- (1) 暴力団排除条例第 8 条第 1 項第 6 号に基づき、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。)が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められたとき
- (2) 暴力団排除条例第 8 条第 1 項第 7 号に基づき、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する

と認められた場合において、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否したとき

(契約が解除された場合等の違約金)

第 20 条の 3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、一般競争入札においては契約金額の 10 分の 1、指名競争入札、随意契約においては 100 分の 5 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第 19 条の規定によりこの契約が解除された場合（受注者の責めに帰することができない事由による場合を除く。）

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 前条の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の 100 分の 20 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(契約解除に伴う損害賠償金)

第 20 条の 4 前条第 1 項（前条第 2 項によりみなされた場合を含む。）又は第 3 項に規定する場合において、発注者に生じた実際の損害額が、同条第 1 項又は第 3 項に規定する違約金の額を超える場合には、受注者は超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(発注者の損害賠償請求)

第 20 条の 5 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を受注者に対し請求することができる。ただし、その債務の不履行が受

注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第 16 条第 1 項に規定する契約不適合があるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の不履行が不能であるとき。

(契約不適合の担保期間)

第 20 条の 6 引渡された物品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、追完、損害賠償及び代金の減額の請求並びに契約の解除は、発注者がその不適合を知ったときから 1 年以内に受注者に通知しなければ、することができない。ただし、発注者が物品の引渡しを受けた時点において、受注者がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(納入期間満了前の発注者の任意解除権)

第 21 条 発注者は、納入期間が満了するまでの間は、第 19 条第 1 項及び第 2 項、第 20 条の 2 の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第 22 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。ただし、受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 発注者の責めに帰すべき事由により、この契約が履行できない状態が相当の期間にわたるとき。

(2) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。ただし、前項各号に掲げる事項が発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(解除による物品の処理)

第 23 条 発注者が、契約を解除したときは、発注者の選択により既納物品を受注者の費用で引き取らせ又は発注者が認定する契約代金を受注者に支払い、既納物品を発注者に帰属させることができる。

(賠償金等の相殺及び徴収)

第 24 条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金、又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約代金額支払いの日までの日数につき、支払期日の翌日における民事法定利率の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき、支払期日の翌日における民事法定利率の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(契約に関する紛争の解決)

第 25 条 この契約に関し、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者と受注者とが協議のうえ定める第三者に仲裁を依頼することができる。

2 前項の規定による解決のために要する費用は、発注者と受注者で平等に負担する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第 26 条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、日本国の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補 則)

第 27 条 この契約書に定めのない事項については、大阪市契約規則（昭和 39 年大阪市規則第 18 号）及び大阪市会計規則（昭和 39 年大阪市規則第 14 号）に従い、その他は必要に応じて発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。